

大館市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児の重度化若しくは高齢化又はその親亡き後を見据え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目的に、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号。以下「指針」という。）に基づき、本市と地域生活支援拠点、及び地域の複数の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制の整備を推進するため、本市が実施する大館市地域生活支援拠点等事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 障害児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 障害者等 障害者及び障害児をいう。
- (4) 地域生活支援拠点 指針第一の二第3項に規定するグループホーム（法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）又は障害者支援施設（法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）に付加したものをいう。
- (5) 面的な支援体制 前号の地域生活支援拠点以外の、市内の複数の事業者が分担して次条各号に定める機能を担う体制をいう。
- (6) 地域生活支援拠点等 地域生活支援拠点及び面的な支援体制をいう。

(地域生活支援拠点等の機能)

第3条 地域生活支援拠点等は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める機能を担うものとする。

- (1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯について、事前に把握・登録をした上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に必要なサービスのコーディネーターや相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受け入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者等の状態変化等の緊急時の受け入れと医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 病院・障害者支援施設からの地域移行、親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用と一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケア及び強度行動障害等の専門的な対応を必要とする障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保と専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保と地域社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(事業の実施方法)

第4条 前条に規定する地域生活支援拠点等の機能は、市内の指定障害福祉サービス事業者(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。)、指定障害者支援施設(法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。)、指定一般相談支援事業者(法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。)、指定特定相談支援事業者(法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。)、指定障害児通所支援事業者(児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号。))第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者という。))又は指定障害児相談支援(児童福祉法第24条の26第1項に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。))が市と連携して担うものとする。

- 2 事業の検証及び評価は、前条各号に掲げる機能の充実を図るため、大館市障害者自立・差別解消支援協議会設置要綱(平成29年4月1日制定)第1条の規定により設置する大館市障害者自立・差別解消協議会(以下「協議会」という。))に意見等を求め、行うものとする。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業者の登録等)

第5条 第3条各号に掲げる機能の一部又は全部を担おうとする事業者は、運営規程(地域生活支援拠点等の機能のうち、事業者が満たす機能を明記しているもの)を添付し、地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号)により、市長に登録の申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、地域生活支援拠点等事業所として登録し、地域生活支援拠点等事業所登録通知書(様式第2号)により当該事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録した事業所(以下「拠点機能事業所」という。))を地域生活支援拠点等登録事業所リスト(様式第3号)に記載するものとする。
- 4 拠点機能事業所は、当該登録の内容に変更が生じたときは、変更後10日以内に地域生活支援拠点等事業所変更届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。
- 5 拠点機能事業所は、当該登録を廃止するときは、その1箇月前までに地域生活支援拠点等事業所廃止届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。
- 6 拠点機能事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サー

ビスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)の規定により、地域生活支援拠点等の趣旨及び担う役割を十分に理解した上で、加算の算定が可能な場合には、適切に請求するものとする。

7 拠点機能事業所は、実施した事業の内容について記録を作成しなければならない。

8 拠点機能事業所は、前項の記録を作成した年度の翌年度から起算して5年間保存し、市から当該記録の提出の求めがあった場合は、当該記録を提出しなければならない。

(登録の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、拠点機能事業所の登録を取り消すことができる。

(1) 事業者が偽りその他不正な手段により前条第2項の規定による登録を受けたとき。

(2) 拠点機能事業所が第3条各号に掲げるいずれの機能も担っていないと判断されたとき。

(3) 事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、登録の取消しを行ったときは、当該事業者に対し文書で通知する。

(個人情報の保護)

第7条 事業に従事する者又は従事した者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密及び個人情報について、大館市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月27日条例第41号)その他の関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に当たって必要な事項は、協議会の協議を踏まえ、市長が別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和6年2月1日から施行する。